

# 玉名市中央病院跡地利活用基本構想策定等支援業務委託

## 公募型プロポーザル実施要領

### 1 業務名

玉名市中央病院跡地利活用基本構想策定等支援業務委託

### 2 目的

本市では中心市街地の活性化を目的とした「玉名市まちなかグランドデザイン～まちなか未来図～」(以下、「まちなか未来図」という。)を令和6年度に策定しており、中央病院跡地がある区域を「文教エリア」として位置づけ、市民と行政等が協力し、同跡地を活用して図書館機能を核とした学びやくつろぎの場など過ごしやすい環境の整備を進めることで、多世代が集い、共に学び成長できるエリアの創出を目指している。また、活用にあたっては、民間事業者等との連携による持続可能かつ創造的な事業手法について積極的に検討することが明記されている。令和7年度には、「まちなか未来図」を実際に動かすための実行計画である「アクションプログラム」を策定しており、本事業は重要度が高く先導的な取組であるリーディングプロジェクトとして位置づけられている。

このことから、事業全体の計画及び組織・しくみづくりを同時に進めていく初期段階においては、事業を推進するサポート役となる公民連携の知見と経験を持った有識者チームを設置し、令和8年度においては、次年度以降に基本計画のもとになる構想を固めることを最重要項目として、本事業を推進する組織・しくみを構築し、実際に対話を重ねながら、事業の核となる基本構想(案)を策定することを目的とする。

### 3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 4 業務内容

業務内容の詳細は、「玉名市中央病院跡地利活用基本構想策定等支援業務委託仕様書」のとおり

### 5 提案上限額

7,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

### 6 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定（一般競争入札参加者の欠格事項）に該当しないこと。
- (2) 玉名市から競争入札参加者指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者でないこと等、経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 直近5年間における同種業務若しくは類似業務の受注実績があること。
- (5) 法人税、消費税、地方消費税及び市税を滞納していない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。法人の場合は、役員等が暴力団員でないこと。また、暴力団員が経営に事実上参加していないこと。
- (7) その他法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

## 7 質問の提出及び回答

本業務に関する質問は末尾連絡先メールにより受け付ける（様式第1号）。ただし、評価及び選定に関する質問は一切受け付けない。また、電話及びファックスでの質疑応答は行わない。

- (1) 期限：令和8年5月13日（水）17時まで
- (2) 回答：質問者全員に対してメールで令和8年5月18日（月）17時までに回答する。

## 8 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望するものは、参加表明書（様式第2号）を末尾連絡先メールまで提出すること。提出期限は、令和8年5月20日（水）17時までとする。

## 9 企画提案書等の提出期限、提出先及び方法（以下のものを正本1部、副本8部提出すること）

- (1) 期限：令和8年5月25日（月）17時まで
- (2) 提出先：玉名市企画経営部管財課
- (3) 提出方法：持参若しくは郵送
- (4) 提出書類
  - ① 本事業企画提案書（様式自由） 10頁以内
  - ② 会社概要書（パンフレット等でも可）
  - ③ 概算見積書（様式自由）
  - ④ 類似業務実績（様式自由）

ア 官民間問わずこれまでに実施した代表的な事業がわかるもの

- イ 本業務と同種・類似する業務がわかるもの
  - ・同種業務：図書館やコミュニティスペースなど文化施設・複合施設の整備・運営の総合プロデュース又は基本構想策定、公民連携によるまちづくりの総合プロデュース又は基本構想策定
  - ・類似業務：まちづくり、都市計画などに関する計画策定支援業務
- ⑤ 玉名市税又は現在の主たる事業者所在地の市町村税（特別区にあっては都税）の滞納がないことの証明書
- ⑥ 業務体制図（様式自由）

## 10 スケジュール（予定）

(1) 質問提出期限	令和8年5月13日（水）17時
(2) 質問回答日	令和8年5月18日（月）
(3) 参加表明書提出期限	令和8年5月20日（水）17時
(4) 企画提案書等提出期限	令和8年5月25日（月）17時
(5) プレゼンテーション	令和8年6月 3日（水）
(6) 契約締結	令和8年6月下旬

### 1.1 受託先の選定及びプレゼンテーション

- (1) 企画が多数あった場合は、書類による事前審査で事業者を選定して、プレゼンテーションを行う。
- (2) プレゼンテーションの時間は30分（説明15分、質疑応答15分）程度とする。プレゼンテーションの開催場所は玉名市役所本庁舎内の会議室を予定している。該当するものには詳細を別途通知する。
- (3) プレゼンテーションの出席者は4名以内とする。
- (4) 使用する説明資料は、提出された企画提案書のみとし、プレゼンテーションに機材が必要な場合は、各自で用意すること。プロジェクター等投影用のスクリーンは市が用意する。
- (5) 選定委員会は選定委員会要綱に基づき設置する。選定委員会は、市の関係部課長等8名で構成する。
- (6) 優先交渉権者（最優秀提案者）の選定は選定委員会において、下記で示す評価項目を基に行うものとする。その際は、「まちなか未来図」及び「まちなか未来図アクションプログラム」と密に関連する本事業の目的と趣旨を十分に理解し、これを踏まえた関連企画内容、企画力、業務体制や実績などを総合的に勘案し、受託業者としての適格性、妥当性を評価する。
- (7) 選定委員会では、選定委員がそれぞれ150点満点で提案を評価し、8人の合計点数が最も高い提案者を優先交渉権者（最優秀提案者）に特定する。

評価項目（評価対象）	配点
<p><u>①事業の理解度</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市が本事業を通じて達成しようとしている目的（中央病院跡地利活用を通じた多世代が集う「文教エリア」の実現、複合的な課題解決、行政と民間の連携強化、組織・しくみづくり）を深く理解しているか。</li> <li>・まちなか未来図との整合性、本業務の位置づけを的確に捉えているか。</li> <li>・本市が抱える現状の課題（活用を急ぐ中央病院跡地、公共施設の老朽化・機能見直し、立場の分断、組織・しくみづくりの必要性など）を正確に認識しているか。</li> </ul>	30
<p><u>②実施方針及び実施体制</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業に対する基本的な実施方針が、事業目的達成に向けて明確かつ適切であるか。</li> <li>・本事業全体を円滑に推進するための計画性、実行性などが確保されているか。</li> <li>・提案する組織体制は、本業務を確実に遂行できる適切な人員となっているか。</li> <li>・配置される者の専門性、経験、本業務への適格性（特に公民連携、まちづくり、施設整備、コミュニティ形成に関する実績や知見）は高いか。</li> <li>・同種業務と類似業務の実績が豊富であり、その経験と知見が本業務に最大限活かされる具体的な提案か。</li> </ul>	30
<p><u>③業務内容に関する企画提案：「中央病院跡地利活用創造ラボ（仮）」</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会議の目的を達成するための企画内容が具体的かつ効果的か。</li> <li>・会議運営における潜在的な課題やリスク（参加者の意見の集約、進捗遅延など）を予見し、それらに対する適切な対策が講じられているか。</li> </ul>	30
<p><u>④業務内容に関する企画提案：基本構想（案）作成</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・創造ラボ（仮）での議論や有識者の知見、市民の意見を効率的かつ効果的に反映させるための具体的なアプローチが提案されているか。</li> <li>・本市の担当課・担当職員への伴走支援が具体的なものであるか。</li> </ul>	30
<p><u>⑤業務内容に関する企画提案：独自提案事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の目的達成に資する創意工夫や付加価値の高い提案であるか。</li> <li>・本市の地域特性や市民ニーズを踏まえた、独創的で実現可能性のある提案であるか。</li> </ul>	20
<p><u>⑥見積額</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配点×(提案中最低価格／提案者見積価格) ※少数点以下切り捨て</li> </ul>	10

## 1.2 留意事項

- (1) 企画提案書等の作成、提出並びにプレゼンテーション参加等に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (2) 提案書の提出期限後における書類の追加、修正及び再提出は認めない。
- (3) 参加表明書を提出した後に辞退する場合には、参加辞退届（様式第3号）

を提出すること。

- (4) 企画提案書を提案した事業者が多数の場合は、企画提案書を基に事前に書類審査を実施し、4事業者を上限にプレゼンテーション審査対象事業者として選定する。
- (5) 提案上限額を超えた見積額を提案した場合は無効とする。
- (6) 本要領6に示す参加資格を満たさなくなった場合は失格とする。

### 1 3 選定結果の通知および公表等

- (1) 優先交渉権者（最優秀提案者）を選定後、提案者全員に対して、選定又は非選定の別をメールで通知する。
- (2) 選定結果は市のホームページで公表する。

### 1 4 問い合わせ先

玉名市企画経営部管財課施設マネジメント係（担当：上田）

TEL：0968-75-1402

メール：kanzai@city.tamana.lg.jp